

# 告訴状

## 告訴人

住所 神戸市東灘区 \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*  
電話 \* \* \* \* \* \* \* \*  
職業 会社員  
氏名 \* \* \* \* (昭和 \* 年 \* 月 \* 日生) 印

## 代理人

住所 神戸市東灘区向洋町中 \* \* \* \*  
電話 \* \* \* \*  
職業 大学教員  
氏名 瀬尾佳美 印

## 被告告訴人

住所 神戸市中央区 \* \* \* \*  
職業 \* \* \* \* (元 \* \* 警備株式会社 代表取締役社長)  
氏名 \* \* \* \*

平成 15 年 8 月 11 日

神戸地方検察庁御中

罪名 詐欺 罪

告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は、刑法 246 条（詐欺罪）に該当すると考えるので、被告訴人を厳罰に処することを求め告訴するものである。

## 告訴事実

### 1. 倒産・自己破産を前提とした借金

被告訴人は、平成 13 年後半期から、平成 14 年にかけて、当時神戸市内で経営していた会社（\*\*警備株式会社、以下\*\*警備）において、倒産が避けられないことが客観的に明らかな状況でありながら、金融機関から多額の借金を重ね、最後の借入からわずか 8 ヶ月後に倒産、その後さらに自己破産を行った。\*\*警備は、平成 13 年 8 月以降、営業による収入から、経費（借金の元利払いを除く）を差し引いた収支が、継続してマイナスとなっており、経営者が経営の存続が困難であることを認識していたことは明らかである。このような状況で借金をすれば、その返済が不可能となることは明白であり、一般には自宅を担保に入れずに、民間金融機関から借入することは困難である。ところが、被告訴人は、信用保証協会の保証を受け、当時神戸市内に所有していた時価約 4000 万円の戸建ての自宅を担保に入れず保全したままで、民間金融機関から多額の借金をした。これは、信用保証協会の審査が極めて甘く\*、また、信用保証協会の保証が得られた場合、融資元の金融機関は、破綻懸念先への融資であっても、優良保証付きの融資として「非分類」とすることを利用したものである。（\*日本の信用保証協会の保証件数は 100 万件以上であり、諸外国に例を見ない。しかも保証の承諾率は 90%を超える。この結果として、代位返済率が 13%に上り、専門家間で問題視されている。）

上記、信用保証協会の保証は、個人の連帯保証人を必要とするため、被告訴人は告訴人を連帯保証人に立てた。この際、信用保証協会という公的機関の保証がついているということを利用し、告訴人を欺罔してそのリスクを不当に低く認識させるように画策した。しながら、信用保証協会は、保証料を取って保証人となっているにもかかわらず、その契約書で、「保証料をもらわない保証人」（本件では告訴人）が全部の責任を負うと定めている。この制度の非合理性と、この制度により連帯保証人の負うリスクを、経営者でも金融機関でもない一般の個人が認識するのは通常困難であり、告訴人を欺罔するのは容易であったと考えられる。なお、告訴人は上記の契約書を見せられたことはなく、契約内容についても説明を受けていない。また、被告訴人本人も連帯保証人になっており、被告訴人が相応の資産（自宅）を所有していたことが、告訴人にリスクを不当に低く認識させることを一層容易にしたと考えられる。

このような状況で、告訴人は自らの負ったリスクについて重大な錯誤に陥り、連帯保証を承諾するに至った。返済が不可能であることが被告訴人により認識されるようになった平成 13 年末以降、告訴人が保証した金額は 2000 万円で、それ以前に保証した金額とあわせ

ると合計 4000 万円に上る。これはサラリーマンが個人で保証できる限度を大きく超えており、錯誤に陥ることなしに保証を承諾することは考えられない。

その後、平成 14 年 10 月、被告訴人は自宅を任意売却したが、売却代金を弁済に充てず  
に隠匿し、本年 5 月に自己破産の申請を行い、不当な利益を得た。

## 2. 自己破産を前提とした借金

被告訴人は、平成 14 年 7 月、告訴人から 100 万円の追加の借入を依頼した。告訴人はこれに応じ、同月 18 日に振込みをした（被告訴人の告訴人からの個人的借金は、平成 14 年 2 月 27 日に借入した 250 万円とあわせて 350 万円となった）。被告訴人は、この時点で自宅を任意売却することを決めていた。このことは、告訴人に購入の意志が無いかと言う問い合わせが、被告訴人の母から為されたことから明らかである。被告訴人宅には抵当権が設定されておらず、自宅さえ売却できれば 350 万円の返済が可能なのは明らかであったため、告訴人は錯誤に陥り、貸与に合意した。告訴人にとって、この 350 万円は、上記の保証債務に加えての 350 万円である。したがって、これが返却されなかった場合、告訴人のその後の生活への影響はきわめて重大であり、錯誤なしに貸与に応じることはありえない。しかしながら、被告訴人は自宅売却代金を借入金の弁済に充てず隠匿し、翌平成 15 年 5 月自己破産を申立て不当な利益を得るに至った。

### 検察庁に告訴状を提出する理由

被告訴人が経営していたのは警備会社であり、警備会社は元警察官（退職警察官）を雇用するなど、地元の警察と関係が深く、本告訴状の提出先として、警察はふさわしくないと判断した。

### 告訴に至る詳細な経緯および立件に係る添付書類

平成 12 年	被告訴人の経営する ** 警備株式会社の経営が悪化
平成 13 年 8 月以降	営業による収入から、借金の元利払いを除く経費を差し引いた収支が、これ以降、継続してマイナスとなる  (上記 2 つの事実に関する情報を告訴人が被告訴人から知らされたのは、平成 14 年 12 月 22 日である * <sup>1</sup> )

平成 13 年 12 月 14 日	** 警備株式会社の大口顧客であった西宮競輪の閉鎖が議会で決定される
平成 13 年 12 月 18 日	上記の事実により一層の経営の悪化が予想されたにもかかわらず、それを秘して、** 警備株式会社を主務者、告訴人と被告訴人を連帯保証人として三和銀行より 10,000,000 円の借入 <sup>*2</sup>
平成 14 年 2 月 27 日	被告訴人は個人として告訴人より 2,500,000 円の借入
平成 14 年 3 月 8 日	** 警備株式会社の大口顧客である西宮競輪の閉鎖
平成 14 年 6 月 10 日	上記に係る業績の悪化を秘して、** 警備株式会社を主務者、告訴人と被告訴人を連帯保証人としてりそな銀行より 10,000,000 円の借入 <sup>*3</sup>
平成 14 年 7 月 18 日	被告訴人は個人として告訴人より 1,000,000 円を借入 <sup>*4</sup>
平成 14 年 8 月 31 日	** 警備株式会社、債務超過の決算 <sup>*5</sup>
	(この件に係る貸借対照表を告訴人が入手したのは平成 15 年 1 月 14 日である <sup>*6</sup> )
平成 14 年 10 月 20 日頃	被告訴人は、上記の告訴人からの借入について当面返却の意思がないことを告訴人に伝える <sup>*7</sup>
平成 14 年 10-11 月頃	被告訴人は、倒産および自己破産準備のため弁護士に相談 <sup>*8</sup>
平成 14 年 10-11 月頃	被告訴人は保険等を解約 <sup>*9</sup>
平成 14 年 10 月頃	被告訴人自宅を任意売却。売却代金 38,000,000 円、うち 26,000,000 円をローンの返済に充てる <sup>*10</sup> 告訴人への返済はなし
平成 15 年 12 月 22 日	被告訴人はこの時点で、自宅売却代金のうち 8,000,000 円程度が手元にあることを認める <sup>*11</sup>
平成 15 年 12 月 25 日	告訴人は被告訴人に対して、借入金の返済を求める内容証明を送付 <sup>*12</sup>
平成 15 年 1 月 14 日	被告訴人の代理人である弁護士に対して、被告訴人の自宅売却代金の保全を求めたところ、個人および家族の資産は存在しないとの回答あり
平成 15 年 1 月 31 日	** 警備株式会社、国民生活金融公庫からの借入の返済債務不履行。この借入の保証人である告訴人には一切の通知なし。

- ここから発生した遅延損害金がすべて告訴人の債務に上乗せされる<sup>\*13</sup>
- 平成 15 年 2 月 1 日 被告訴人の代理人である弁護士より、\*\*警備株式会社および被告訴人個人の破産の意思が文書で伝えられる<sup>\*14</sup>
- 平成 15 年 2 月上旬 被告訴人より、自己破産宣告申立にかかる裁判所提出用の書類が、告訴人宅に郵送され、印鑑を求められるが、文書に虚偽の記載があると認められたこと、経緯についての説明が無いことからこれを拒否。<sup>\*15</sup>
- 平成 15 年 2 月 4 日 再度、架空の取締役会議議事録が告訴人宅に送られ、捺印を求められる<sup>\*16</sup>。
- 平成 15 年 2 月 8 日 告訴人は被告訴人へ、キャッシュフローの説明を求める文書を郵送<sup>\*17</sup>
- 平成 15 年 2 月 19 日 被告訴人の代理人から、告訴人に対し「事務が錯綜しているので現在のところできない」との回答あり<sup>\*18</sup>。(平成 15 年 7 月 31 日現在まで、告訴人は帳簿、家計簿など具体的な金の流れを示す書類を受け取っていない)
- 平成 15 年 2 月 19 日 被告訴人が、神戸地方裁判所に提出した破産申立について、\*\*警備株式会社の破産の宣告が通知される<sup>\*19</sup>。(平成 15 年(フ)第 357 号)
- 以降 \*\*警備株式会社の債権者、及び兵庫県信用保証協会より、告訴人は代位弁済を請求される。
- 請求された弁済金額を合計し、被告訴人の自宅売却金が返済に充てられていないことが判明<sup>\*20</sup>
- 平成 15 年 5 月 15 月 被告訴人が、神戸地方裁判所に提出した破産申立について、破産の宣告が通知される。(平成 15 年(フ)第 123\*号)<sup>\*21</sup>

被告訴人は、会社破産の宣告以降、自己破産の宣告時期を延ばすことにより、自宅売却金等、保全すべき資産を隠匿あるいは私的に流用することを画策し、告訴人他、銀行、保証協会など多くの債権者の資産を不当に取得しようとしたため告訴に及んだ。

上記\*に係る証拠書類等一覧

\* 1 証拠 1 録音テープ (平成 14 年 12 月 22 日、告訴人自宅にて録音)

- \* 2 証拠2 「金融機関融資明細」 より 三和銀行融資明細
- \* 3 証拠2 (前掲\*2) より りそな銀行融資明細
- \* 4 証拠3 「破産債権届出書」
- \* 5 証拠4 「\*\*警備株式会社決算書類」
- \* 6 証拠5 被告訴人弁護士よりの資料の送り状
- \* 7 被告訴人から告げられた具体的な日については記録がない。ただし、この件について、告訴人の代理人が書面で問い合わせたところ、被告訴人から、年末に告訴人宅に向いて説明するとの書状が、告訴人の代理人宛てに届いた。この手紙の消印が平成14年10月28日であることから推察して、20日くらいであったと思われる。  
証拠6 被告訴人からの書状
- \* 8 具体的な契約日については、藤井伊久雄弁護士(みなと法律事務所:078-361-2329)
- \* 9 証拠1(前掲\*1)のテープの中では保険解約を認めているが、これは1月14日付けの被告訴人代理人からの送り状(証拠5)の記述と矛盾する
- \* 10 証拠1(前掲\*1)
- \* 11 証拠1(前掲\*1)
- \* 12 証拠7 告訴人が被告訴人に送った内容証明
- \* 13 証拠8 「再生債権届出書」等より(国民金融公庫からの再生債権届出書)
- \* 14 証拠9 被告訴人代理人からの「おしらせ」
- \* 15 証拠10 架空の「取締役会議議事録」
- \* 16 証拠11 架空の「取締役会議議事録」 日付は平成15年2月4日となっているが、この日、告訴人は通常どおり、勤務する会社(\*\*警備ではない)に出勤しており、書面の会議への参加は不可能である
- \* 17 証拠12 告訴人が被告訴人あてに送った文書のコピー
- \* 18 証拠13 被告訴人の弁護士の送り状
- \* 19 証拠14 「破産宣告の通知」平成15年(フ)第35\*号
- \* 20 証拠15 「再生債権届出書」等、及び前掲\*2(証拠2)
- \* 21 証拠16 「破産宣告の通知」平成15年(フ)第123\*号

#### 添付書類

上記証拠書類 一式

告訴人委任状 一通